

愛媛県がん対策推進委員会 概要

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する県の附属機関として位置付ける。

○所掌事項

- ・がん対策の推進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を審議すること。
- ・がん対策の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じて、調査し、及び知事に意見を述べること。

○組織及び委員

- ・委員会は、委員30人以内で組織し、委員は、がん患者及びその家族等で構成される団体を代表する者、保健医療関係者、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。

○委員の任期

- ・委員の任期は、2年とする（再任可）。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ・委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- ・知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することがある。

○会長及び副会長

- ・委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- ・会長は、委員会を代表し、会務を総理し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

○会議

- ・委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- ・委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

○意見の聴取

- ・委員会は、調査審議のため必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。